

法定点検等の実施

消防用設備等の点検（P 1 / 3）

消防用設備の点検とは？

消防用設備等の点検とは、消防法に基づき設置された消火器、自動火災報知器、消火設備、誘導灯などの消防用設備について、同法に基づき定期的に機器の点検（機器点検）、総合的な動作点検（総合点検）を行うもので、**防災上非常に重要な点検**です。



①対象となる設備や点検周期は？

対象は、**消防法令に基づき設置された設備**で、点検の対象（種類）、点検内容、**周期（機器点検6ヶ月以内毎、総合点検1年以内毎）**については、消防庁告示により下表のように規定されています。

対象設備が不明な場合は、法令で設置された設備は設置時に「消防用設備設置届」を所轄消防に提出しますのでそれを確認しましょう。

通常の事務庁舎であれば300㎡以上、宿舎では150㎡以上の建築物には「消火器」の設置が法令で義務付けられています。

消防用設備の種類等	点検内容	点検周期
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	六月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	六月
	総合点検	一年
配線	総合点検	一年

よく設置されている設備



※機器点検：外観又は簡易な操作による確認をする点検
総合点検：実際に消防設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検

法定点検等の実施

消防用設備等の点検（P 2 / 3）



②点検者の資格や、点検結果の記録様式や報告義務は？

【点検資格】

基本的には、**消防設備士又は消防設備点検資格者**が点検を行って下さい。

ただし、次の①②のいずれにも該当しない建物については、法律上資格者以外でも点検することができますが、点検時の安全面などを考慮し、消防庁で資格者による点検が推奨されています。

- ① 延べ面積1,000㎡以上の建物（※非特定防火対象物にあつては消防長又は消防署長が指定したもの）
- ② 地下又は3階以上の階に特定用途（物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする事業所等）があり、かつ、屋内階段が一か所みの建物

【記録様式】

点検記録の様式は、**告示で定められた以下のような様式**があります。

- ①消防用設備等点検結果報告書
- ②消防用設備等点検結果総括表（※④が添付されていれば省略可）
- ③消防用設備等資格者一覧表
- ④必要な設備の点検票

【報告義務】

建物用途（規模に関わらず）によって決められた期間ごとに**所轄消防署に報告する義務**があります。

- ・ **特定防火対象物** **1年に1回の報告**
（用途例：物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物）
- ・ **非特定防火対象物** **3年に1回の報告**
（用途例：工場、**事務所**、共同住宅、学校、駐車場等）

法定点検等の実施

消防用設備等の点検（P 3 / 3）



実施にあたっての留意点など

- ・法的には、義務付けられていない**消防用設備を自主設置している場合も、「消防用設備設置届」を提出している場合は、法的な消防用設備**となりますので、ご注意ください。
- ・点検結果に**問題がある場合は、早期に改善**を検討して下さい。
（報告義務のある建物については、報告書を消防署に提出した場合、消防署から「消防用設備等点検報告改修計画書」の提出を求められる場合があります。）
- ・点検資格が不要な施設でも**資格者による点検が望ましい**と考えられますが、職員等で点検を行う場合は告示等で点検の内容を良く理解した上で行って下さい。



【関係する根拠法令等】

- ・点検規定 : 消防法第17条の3の3
- ・防火対象物 : 消防法施行令第36条第2項
- ・点検周期等 : 消防法施行規則第31条の6、H16消防庁告示第9号
- ・点検内容 : S50消防庁告示第14号
- ・点検資格 : 消防法施行令第36条第2項



【保全実態調査（BIMMS-N）入力上の留意点など】

- ・小規模の施設で、消防法で義務付けられていないが消火器等を自主的に設置している場合は、点検対象は“なし”を選択して下さい。